

初期消火器具取扱い指導会への参加について（ご依頼）

令和 6 年の能登半島地震では、4 万 9,000㎡を焼損する大規模な街区火災が発生しました。本市においても、近い将来発生が危惧されている大地震に備える必要があります。

このことから、地域の初期消火力の向上と火災による被害を軽減することを目的として、**初期消火器具を保有する自治会・町内会を対象とした**初期消火器具取扱い指導会を次のとおり開催しますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 日時・場所

令和 7 年 10 月 26 日（日）午前 10 時 00 分から正午まで
港北区防災広場（港北区新羽町 1161 付近、別紙 1 参照）

2 依頼事項

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】初期消火器具を保有している自治会町内会は、指導会への参加をお願いします。

※ 新たに設置を検討中の自治会町内会の参加も可能です。

3 実施内容

初期消火器具を使用した消火栓の取扱い、ホース延長及び結合、筒先から放水までの一連の操作を消防職員が指導いたします。

4 主催

港北消防署、港北火災予防協会

5 申込み方法

ご参加いただける場合は、別紙 2 申込書を F A X、E メールまたは電話連絡のいずれかにて
令和 7 年 9 月 26 日（金）までに港北消防署総務・予防課予防担当宛てお申し込みください。

6 その他

- (1) 荒天等により指導会を中止にする際は、当日朝 8 時までに代表者の方にご連絡させていただきます。
- (2) 初期消火器具等整備費補助金交付要綱第 3 条に基づき、補助金の交付対象団体は、訓練等を定期的に実施できる町内会等と定められています。該当自治会町内会におかれましては、今回の指導会への参加若しくは、別途、年 1 回以上の訓練実施をお願いします。
- (3) 資機材（スタンドパイプ、ホースなど）の準備は当署で実施します。
- (4) お車でのご来場は可能ですが、駐車スペースが限られているため、乗り合いでご来場いただくようご協力をお願いします。
- (5) ご不明な点は、下記担当までご連絡をお願いいたします。

【担当】港北消防署総務・予防課予防担当
岩崎、久保田

電 話：045（546）0119

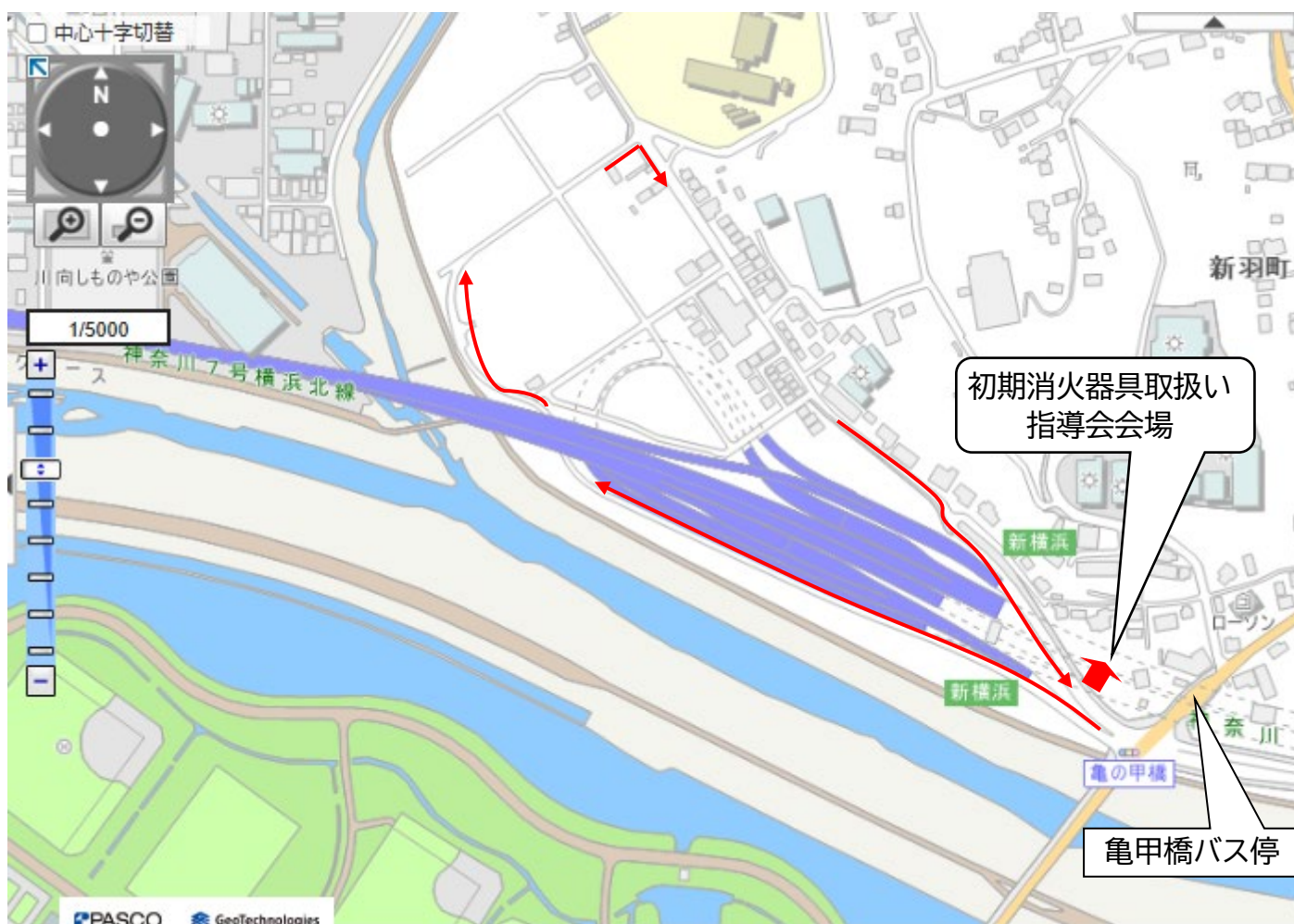
メール：sy-kouhoku-yobou@city.yokohama.lg.jp

指導会場案内図

港北区防災広場(港北区新羽町1161付近、「亀の甲橋」交差点際)



【お車等でお越しの場合】 亀の甲橋交差点から  に従って進み、 が入口です。



【バスでお越しの場合】 東急バス 綱72系統 新横浜駅⇔綱島駅 ^{かめのこばし}「亀の甲橋」バス停下車すぐ

港 北 区 初 期 消 火 器 具 指 導 会 参 加 申 込 書

自治会・町内会名	
代表者氏名	
参加人数	
連絡先電話番号	

締切日 令和7年9月26日（金）まで

申し込みは、FAX、Eメールまたは電話連絡のいずれかでお申込みください。

○F A X : 045-546-0119

○Eメール : sy-kouhoku-sy@city.yokohama.lg.jp

○電話番号 : 045-546-0119 (内線 3 2 番 予防担当)